

留学手続き代行サービス約款

株式会社カナダ バギオ留学センター

第1章 総則

第1条（本約款の適用）

- 乙（名称：株式会社カナダ、事務所所在地：東京都千代田区神田錦町1-10開盛館ビル5階、事業名：バギオ留学センター）は、本約款に基づき、甲（顧客）に対し、各種留学手続き代行サービス（以下「本サービス」という。）を提供する。
- 甲は、本サービスを申し込むにあたり、本約款の全てを承諾するものとし、本契約には本約款の各条項が適用される。

第2条（本契約の成立）

甲が乙に対し、乙所定の申込書若しくは必要事項を記載した文書等を提出し、乙がその内容を確認し、承諾の意思表示を行った時に、本契約は成立するものとする。

第3条（契約締結の拒否）

乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、本契約の締結を拒否することができるものとする。

- 甲が海外留学及び関連プログラムの参加に必要な条件を備えていないと乙が合理的に判断した場合。
- 甲が未成年者である場合に、親権者又は法定代理人の同意を得られない場合。
- 甲の心身の状態（障害、既往症、重大な疾病、心身喪失、不安定な精神状態等）が、本サービスの提供又は留学生活に重大な支障を及ぼすと乙が判断した場合。
- 前号に関連し、乙が健康診断書又は医師の承諾書の提出を要請したにも関わらず、甲がこれに応じない場合。又は、留学中の同伴者（費用は甲の負担とする。）の同行が必要と乙が判断したにも関わらず、甲がこれに同意しない場合。
- 留学先の教育機関又はその他の申込先機関が定める参加資格又は条件に、甲が適合しないと判断される場合。
- その他、乙が合理的な理由に基づき不適当と判断した場合。

第4条（本サービスの範囲）

- 乙が甲に対し本約款に基づき提供するサービスは、留学カウンセリング、留学先の教育機関への入学手続き代行、滞在先の手配、及び各種留学プログラムの手配とする。
- 乙が提供する本サービスの具体的な内容及びその対価（料金）の詳細については、乙が別途定める資料（各種パンフレット、料金表、サービス案内等）の記載に従うものとし、甲はこれを確認し承諾するものとする。

第3章 解除及び免責事項

第9条（契約の解除、取消料及び返金方法）

- 甲は、本契約の成立後、留学手続きの全部又は一部を取り消す場合、乙に対し、所定の書面をもってその旨を申し出るものとし、乙が当該申し出を受理した日をもって、契約の解除（取消し）が成立するものとする。
- 前項に基づき契約が解除された場合、乙は、甲に対し、既に受領した代金等のうち、教育機関等から乙へ実際に返金された金額（以下「返金原資」という。）から、次項に定める取消料及び諸費用を差し引いた金額を、甲へ返金するものとする。
 - 返金原資は、教育機関等により既に返金が拒否された費用（入学金、デポジット、教育機関が定めるキャンセル手数料等）が控除された後の金額であることを前提とする。
- 前項に定める取消料は、以下の通りとする。
 - 返金原資に含まれる授業料相当額の30パーセント
 - 乙の事務手数料として金40,000円
- 返金原資が外貨建てで計算された場合でも、乙は、指定通貨である日本円にて甲へ返金するものとする。
- 乙が教育機関等から甲の代理として返金原資を受領する際に発生する諸手数料（銀行手数料等）及び乙から甲へ返金する際の諸手数料（銀行手数料等）は、甲が負担するものとし、乙は返金原資からこれらの諸手数料を差し引くことができるものとする。
- 外貨建ての返金原資を日本円に換算する際の為替レートは、指定銀行（三菱UFJ銀行）の公表レートから2円を減算したレートを適用するものとする。

第10条（甲に帰責事由がある場合の乙からの解約）

- 甲に次の各号のいずれかの事由が認められる場合、乙は、相当期間を定めて催告した後、本契約を解除することができる。
 - 第5条に定める必要書類の提出を、乙が定めた期日までに甲が行わない場合。
 - 第6条及び第7条に定める諸費用の支払いを、乙が定めた期日までに甲が行わない場合。
 - 甲の所在が不明、又は1ヶ月以上にわたり乙と連絡が取れない場合。
 - 甲が乙に提出した情報の内容に、虚偽又は重大な遺漏が認められた場合。
 - 留学を継続するに足る十分な目的を備えていないと乙が判断した場合。
 - その他、甲の原因により本契約を継続し難いやむを得ない事由があると乙が判断した場合。
- 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、費用の精算及び返金については、本約款第9条（契約の解除、取消料及び返金方法）の規定を準用するものとする。
- 解除によって生じる教育機関等の取消手数料、その他の費用及び乙の被る損失は、甲が負担するものとし、乙は甲に対し、これらの費用及び損失を別途請求することができる。

第2章 手続きと費用

第5条（必要書類の提出）

- 乙は、各種留学手続きに必要な書類について甲にご案内するものとし、甲は、乙が指定した期日までに、指定された方法で乙に提出するものとする。
- 甲は、入学書類等について、乙が甲に代わって代理署名を行う場合があることを予め承諾するものとする。

第6条（費用及び為替レート）

- 乙は甲に対し、見積書又は請求書（以下「見積書等」という。）を提示するものとし、甲は、その内容に同意した場合に限り、乙の指示に従い、各費用を支払うものとする。
- 外貨建ての請求原資（教育機関等からの請求書）を日本円に換算する際の為替レートは、指定銀行（三菱UFJ銀行）の公表レートに2円を加算したレートを適用するものとする。
- 乙が教育機関等へ甲の代理として請求原資を送金する際に発生する諸手数料（銀行手数料等）及び乙から甲へ請求する際の諸手数料（銀行手数料等）は、甲が負担するものとし、乙はこれらの諸手数料を請求金額に加算して請求できるものとする。

第7条（費用等の支払及び手続き停止）

- 甲は、第6条に定める費用について、乙が指定した期日までに、乙が指定する口座へこれを振り込むものとする。
- 甲が前項の期日までに費用の入金を行わない場合、乙は甲に対し新たな請求書を再発行することができる。
- 甲からの入金が長期間にわたり確認できない場合、乙は、甲に対する留学手続きの停止、又は留学手続きの完了期日の延期を行うことができる。
- 乙は、甲から教育機関の授業料として預かった金員について、甲からの入金確認日から3営業日以内に、乙の責任において指定教育機関への支払い手続きを完了させるものとする。

第8条（留学手続きの変更及び手数料）

- 甲は、本契約成立後に甲の都合により申込み内容の変更を希望する場合、速やかに乙に対し書面等をもって申し出るものとする。
- 乙は、前項の申し出を受け、速やかに変更手続きを行うものとする。その変更に伴い、甲は乙所定の変更手数料を乙に支払うものとするが、1回目の変更については無料とし、2回目以降の変更については金10,000円を支払うものとする。
- 申込み内容の変更に伴い、教育機関等が別途定める変更手数料が発生した場合、甲は当該手数料を速やかに乙へ支払うものとし、乙は甲の代理としてこれを教育機関等に支払うことができる。
- 申込み内容の変更が、留学期間の減少など乙が定める一定の基準に該当する重大な変更である場合、当該減少部分については本約款第9条（契約の解除、取消料及び返金方法）の規定を準用するものとする。

第10条の2（乙の責による契約の解除及び返金）

- 乙は、前条第1項各号に定める事由及び次条第1項に定める免責事由以外で、乙の責めに帰すべき事由により本契約に定める役務の全部又は一部の履行ができなくなった場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 前項に基づき乙が契約を解除した場合、乙は甲に対し、既に受領した費用等のうち、未だ提供していない役務に係る金額を返金するものとする。この場合、第9条に定める乙の取消料及び事務手数料は適用しない。
- 前二項の規定は、乙が債務超過等の事由により支払不能に陥った場合における甲の返金請求権を制限するものではない。

第11条（免責事項）

- 乙は、次の各号のいずれかに定める乙の責めに帰すべからざる事由により、甲の留学が不可能となった場合、又は申込み内容に変更が生じた場合、その責任を負わないものとする。
 - 教育機関の定員満了、又は希望滞施設の定員満了により、甲の入学又は入居ができない場合。
 - 教育機関の事由によるコース内容の変更がある場合。
 - 通信事業者又は教育機関の事由により、入学許可証等が希望期日までに届かない場合。
 - 乙の責めに帰すべからざる事由で、甲のパスポート及び査証（ビザ）等の取得に時間を要し、希望出発時期に間に合わない場合。
 - 甲の書類不備等、乙の責めに帰すべからざる事由で甲が入国拒否をされた場合。
 - 天災地変、戦争、暴動、法令の制定・改廃、公権力の行使、公権力による措置、教育機関の倒産・閉鎖、その他不可抗力による事由が発生した場合。
- 甲は、渡航後、甲個人の責任において行動するものとし、渡航先の法令、公序良俗、学校規則等に違反した際に生じる責任及び損害賠償については、甲個人が負うものとし、乙は何ら責任を負わない。
- 天災地変等、通常とは異なる不可抗力による事由のときは、乙は本約款に規定された以外の緊急対応を行う場合がある。
- 乙は、本約款、本サービスの具体的な内容及び料金等を甲への通知又はウェブサイト等での告知をもって変更又は中止する場合がある。

第12条（乙の責任の範囲）

乙は、乙の責めに帰すべからざる事由により甲が損害を被った場合、その責任を負わないものとする。

第13条（発効期日）

本約款は、2014年1月1日以降に申込みを受け付けた本契約に適用されるものとする。